

全国木材検査・研究協会 JAS 認定手数料等規程

(全木検認定業務規定第 47 条の 1 及び 2 に基く手数料)

第 I 法律施行規則第 46 条第 1 項の認定事業者の手数料

1. 新規認定手数料 (品目別、タイプ別、件数別等)

- (1) 標準製材 (構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材等の未乾燥製材。構造用製材には円柱類を含む。) (注 2)
A タイプ 409,500 円 B タイプ 294,000 円
- (2) 人工乾燥処理製材 (上記標準製材品目の人工乾燥処理品目。ただし、枠組壁工法乾燥処理構造用製材は除く。)
A タイプ 357,000 円 B タイプ 262,500 円
- (3) 保存処理製材 (上記標準製材品目の保存処理品目)
A タイプ 357,000 円 B タイプ 262,500 円
- (4) 機械等級区分製材 (上記標準製材品目のうち構造用製材及び人工乾燥処理製材の機械等級区分品目)
A タイプ 409,500 円 B タイプ 336,000 円
- (5) 枠組壁工法構造用製材 (人工乾燥枠組壁工法構造用製材を含む)
A タイプ 378,000 円 B タイプ 262,500 円
- (6) 販売業者、輸入業者等 (以下「販売業者」という。)
販売業者が連携する上記 (1) ~ (5) の手数料を単位として連携する工場数により算出される額とする。(注 3)

(注 1) 1 に係る新規認定手数料には、書類審査及び実地調査(旅費を除く)の手数料を含むものとする。

(注 2) 円柱類と構造用製材を同時に認定申請する場合の新規認定手数料は不要ですが、製品の検査及び試験料は必要です。

(注 3) (6) 販売業者の手数料例

① 標準製材 (構造用製材) 1 工場との連携の場合

A タイプ 409,500 円

B タイプ 294,000 円

② 標準製材 (構造用製材) 3 工場との連携の場合

A タイプ 1,228,500 円 (409,500×3)

- Bタイプ 882,000円 (294,000×3)
- ③ 標準製材 (構造用製材) 2工場と人工乾燥処理製材
(構造用製材) 1工場との連携の場合
- Aタイプ 1,176,000円 (409,500×2+357,000)
- Bタイプ 850,500円 (294,000×2+262,500)

(注4) 新規認定手数料には、消費税を含む。以下の手数料等についても消費税を含む。

2. 複数品目申請及び追加品目申請並びにタイプの変更に係る認定手数料

(1) 上記1と同時に複数品目申請の場合

上記1の工場で、複数品目を同時に認定申請する場合の2品目以降の認定手数料は、1品目を増すごとに次の金額を追加する。

Aタイプ 136,500円 Bタイプ 105,000円

(2) 既認定事業者が品目を追加申請する場合

既認定事業者の品目追加申請は、上記(1)と同額の手数料とする。

(3) 既認定事業者がBタイプからAタイプへの移行又はAタイプからBタイプへの移行に係る認定手数料等について

認定手数料は、1工場あたり次のとおりとする。

BタイプからAタイプへの移行 220,500円

追加品目 (1品目につき) 84,000円

AタイプからBタイプへの移行 178,500円

追加品目 (1品目につき) 63,000円

3. 製品の検査及び試験料 (新規認定時及び年1回実施の監査時)

ア 材面等検査1件 (1荷口10本を抽出して、材面及び寸法検査) 3,700円

イ 保存処理試験(1件)

(ア) 浸潤度試験の場合 (1検査当たり2本,) 1,050円

(イ) 吸収量1成分の場合 (1検査当たり2本) 26,250円

(ウ) 吸収量2成分の場合 (1検査当たり2本) 30,450円

ウ 含水率試験 (全乾重量法の1検査当たり5本×2片=10片) 15,750円

エ 曲げ性能試験 (1検査当たり5本) 70,350円

4. 監査手数料 (認定の技術的基準に係る定期的な確認調査で、製品の検査及び試験料を含まない。)

Aタイプ 136,500円 Bタイプ 105,000円

(注) 4に係る監査手数料には、書類審査及び実地調査(旅費を除く。)

を含むものとする。

5. 追加審査及び追加監査並びに臨時監査の手数料及び製品の検査及び試験料
(認定業務規程 第37条及び第38条)

(1) 認定内容等変更の追加審査及び監査並びに臨時監査の手数料

認定内容等変更の追加適合性の審査及び監査並びに臨時監査において是正措置を含む書類審査及び実地調査に要する費用は、その都度算出された経費とすることとし、基本手数料は、15,750円/人(2時間)として、2時間を超える場合はそれ以降、1時間を単位(7,875円/人)として、基本手数料にその要した単位時間数を加えた金額を手数料とする。

① 基本手数料(2時間以内) 15,750円

② 2時間を越えた場合の手数料

基本手数料+超過時間×7,875円

(2) 下記の認定内容等の変更に係る製品の検査及び試験料。

製品の検査及び試験料は前項3の各項目を適用する。

① 製材機械等製造機械の変更に係る材面等確認検査料は3のアを適用する。

② 保存処理注入缶の変更及び保存処理薬剤の変更に係る検査及び試験料は3のアとイを適用する。

③ 乾燥室の変更に係る検査及び試験料は3のアとウを適用する。

④ 機械等級区分装置(機)の変更に係る検査及び試験料は3のアとウとエを適用する。

6. 現地調査等の旅費

前項1から5の業務に係る現地調査のために出張を必要としたときは、申請者から全木検の定める旅費規程により実費を申し受けるものとする。

第II 法律施行規則第46条第2項、全数検査認定(新システム)の手数料

対象品目は、構造用製材、造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材等の未乾燥材とする。

1. 新規認定手数料及び製品全数検査手数料

認定申請書1件につき新規認定手数料と検査試験本(枚)数毎製品全数検査手数料とする。

(1) 新規認定手数料 42,000 円

(2) 製品全数検査手数料

検査試料本（枚）数毎の検査料金

検査試料本（枚）数

50 本（枚）以下 4,200 円

100 本（枚）以下 8,400 円

200 本（枚）以下 16,800 円

300 本（枚）以下 25,200 円

400 本（枚）以下 33,600 円

400 本（枚）以上は 33,600 円＋上記単位本数（枚）全額を加算

なお、検査料金計算上の本数は、不合格本数を含む全数について対象とする。

(注) 製品全数検査手数料には検査開始から合格試料への各本（枚）表示（小断面材で、同じ断面寸法材を結束する場合の結束表示を含む。）が終了するまでに要した費用を含むものとする。

1-2 全数検査認定事業者の 2 回目以降の確認・検査手数料

確認手数料 21,000 円と前記 1 の（2）の製品全数検査手数料とする。

(注) 1 及び 1-2 に係る認定及び確認手数料には書類審査及び実地調査（旅費を除く）の手数料を含むものとする。

2. 全数検査認定事業者の監査手数料（1 の認定日又は 1-2 確認の日から概ね 1 年を超えて認定事業者であることを希望するもの）

監査手数料は、21,000 円とする。

ただし、書類審査に加えて、実地調査を要する場合は、別途実地調査に要する費用 15,750 円を申し受ける。

3. 認定事項の変更手数料

変更手数料は 1 件当たり 21,000 円とする。

ただし、書類審査に加えて、実地調査を要する場合は、別途実地調査に要する費用 15,750 円を申し受ける。

4. 現地調査等の旅費

前 1 項（1-2 を含む）及び 2 項の申請に係る全数検査認定事業者への認定及び監査の現地調査に、出張を必要としたときは、申請者から全木検の定める旅費規定により実費を申し受けるものとする。

【 附則 】

- (1) この手数料は平成18年9月8日より適用する。
- (2) 改訂手数料等は平成21年3月1日より適用する。
- (3) 改訂手数料等は平成22年4月1日より適用する。

第Ⅲ その他の手数料等

1. 全木検認定業務規程第 19 条に規定する財務諸表等書類関係の交付手数料は、1 件当たり 5,250 円とする。
2. 合格製品の検査証明書の発行手数料(再発行を含む)は、1 件あたり 5,250 円とする。
3. 認定事業者への認定証及び認定書の再発行手数料は、10,500 円とする。
4. 製材のための機械等級区分装置及び保存処理製材等のためのインサイジング機の性能認定及び更新に係る審査手数料は次のとおりとする。
 - (1) 機械等級区分装置
 - ① 新規認定手数料
1 機種当たり 315,000 円
なお、既認定機種の改良などによる再審査手数料は新規認定手数料と同額とする。
 - ② 更新手数料 (5 年毎)
1 機種当たり 315,000 円
 - (2) インサイジング機
 - ① 新規認定手数料
1 機種当たり 84,000 円
なお、既認定機種の改良などによる再審査手数料は新規認定手数料と同額とする。
 - ② 更新手数料 (5 年毎)
1 機種当たり 52,500 円